

## 資料 2 厚生労働省提出資料

第17回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会

厚生労働省 労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# トラックドライバーの時間外労働の上限規制

R 6年3月31日まで

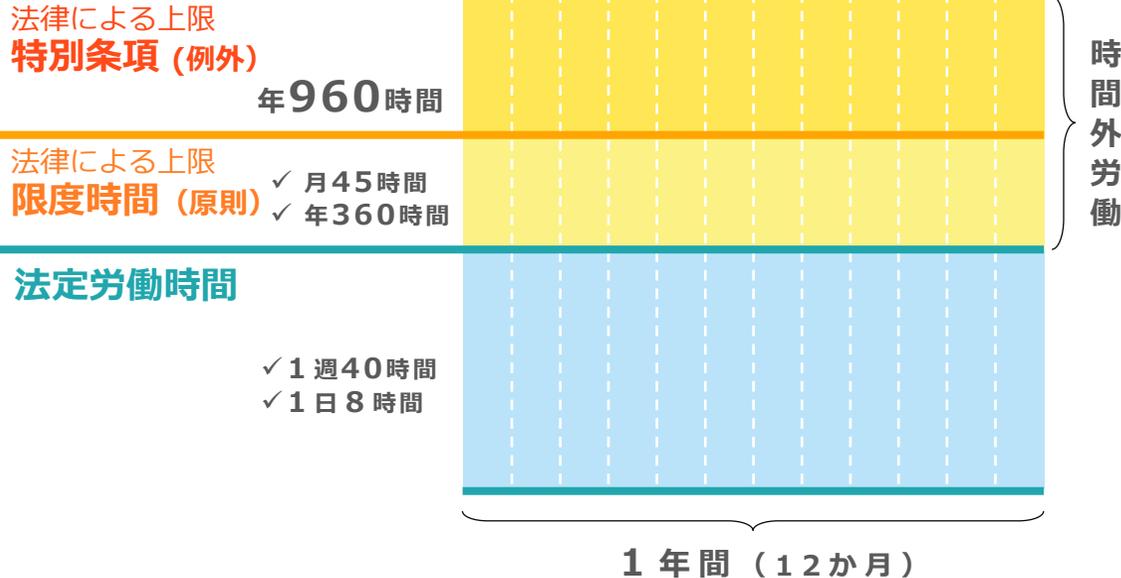
上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし



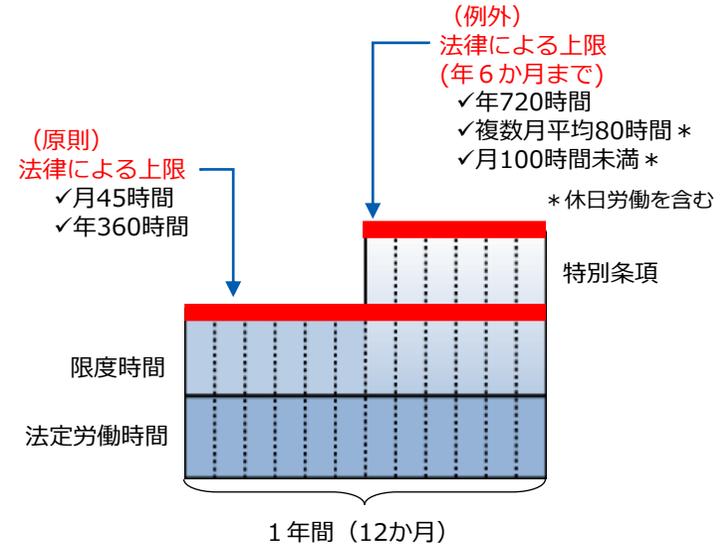
R 6年4月1日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

## トラックドライバーの時間外労働の上限規制



## (参考) 一般の業種の時間外労働の上限規制



# トラックドライバーに適用される「改善基準告示」の主な内容



2024年3月31日まで

2024年4月1日以降

1年の  
拘束時間

3,516時間以内

原則：3,300時間以内  
例外（※1）：3,400時間以内

1か月の  
拘束時間

293時間以内  
労使協定により、年6か月まで  
320時間まで延長可

原則：284時間以内  
例外（※1）：310時間以内（年6か月まで）

1日の  
休息期間

継続8時間以上

原則：継続11時間与えるよう努めることを基本とし、  
9時間を下回らない

例外：  
宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで）  
休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間  
を与える

運転時間

2日平均1日当たり  
9時間以内  
2週平均1週当たり  
44時間以内

2日平均1日当たり 9時間以内  
2週平均1週当たり 44時間以内

連続  
運転時間

4時間以内  
運転の中断は、  
1回連続10分以上、  
合計30分以上

4時間以内  
運転の中断時には、原則として休憩を与える  
（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上）  
例外：  
SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、  
4時間30分まで延長可

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）  
① 284時間超は連続3か月まで。  
② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の  
走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における  
休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

他にも特例等について定めあり。  
詳細はパンフレットを参照。



# トラックドライバーの働き方改革の推進に向けた厚労省における主な取組

- 厚生労働省においては、以下の取組により、取引慣行の改善に向けて、荷主に協力を得るための取組を進めながら、働き方改革に取り組むトラック事業者への支援を行っている。

## 取引慣行の改善に向けた取組

- 労働基準監督署による荷主への要請
- トラック・物流Gメンへの協力
- 国土交通省と連携した周知広報

## トラック事業者を支援する取組

- 働き方改革推進支援助成金による支援
- 働き方改革推進支援センターによる支援

# 労働基準監督署による荷主への要請

## 労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**

（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。  
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

	令和4年12月～令和6年11月
実施件数	18,256件

▶ 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**

### 立入調査時に情報収集



運送業者

厚生労働省

### 厚生労働省HPにおいて情報収集

国土交通省

労働基準監督署

情報提供（拡充）

働きかけに活用

令和5年10月～「標準的  
運賃」についても周知

荷主への要請（新規）

法に基づく「働きかけ」等

発荷主

着荷主

※ 荷主への働きかけ等の実施にあたり、厚生労働省から提供された情報も活用  
※ 国土交通省において、さらなる働きかけ等の実施のため、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導時の情報収集を周知徹底

# 労働基準監督署による荷主への要請を受けての取組事例（改善事例）

## 【取組事例①】 倉庫業A社

- ✓（着荷主として）予約システムの導入により、輸入業者から保管依頼の注文を受ける際、荷の種類・量・到着日時等をオンラインで自社倉庫内に情報共有できることとなり、荷の受入準備を早期にすることができ、荷卸しに係る時間の削減につながった。
- ✓（発荷主として）A社からの依頼を受けた輸入業者が販売先と「荷の受け取り時間」を調整することとした結果、協力会社（トラック運送事業者）は、配送先での荷卸しに係る時間を少なくすることができた上、配車を効率的に行った。

## 【取組事例②】 食料品製造業B社

- ✓ 発送当日に行っていた箱詰め作業を、前日に前倒し実施し、工場全体の発送便の荷待ち時間を1日あたり約2時間削減。
- ✓ 小口便から大口便に切替え、トラック運送事業者の集荷回数を約2割減少。

## 【取組事例③】 製鋼業C社

- ✓ トラック運送事業者から、時間外労働の上限規制の対応のため、高速道路利用回数の増加に伴う運賃増額の申し入れに対して、当該増額分の具体的な根拠を聞いた上で運賃増額の対応検討。
- ✓ C社が扱う原料の買取り価格が高騰する時期に取引が増加する傾向から、荷物の積み卸しのためのプラットフォームを増設すべく関係部署との調整を開始。

## 【取組事例④】 化学工業D社

- ✓ 運転時間を短縮するための配送ルートの見直しや余裕ある運行とするための到着時刻の変更。
- ✓ 高速道路の利用。

# 「ストップ！長時間の荷待ち」の改定①

- 荷主等に対して、長時間の荷待ちの改善を更に促していくために、労働基準監督署による荷主への要請時に用いるリーフレット「STOP！長時間の荷待ち」を、最新の施策を踏まえて大きく改定した。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくしてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳



出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査(R2)」

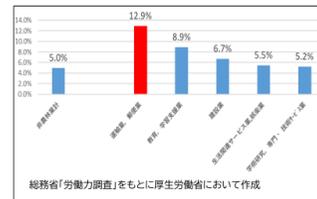
トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、**荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。**

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署  
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

荷主の皆さまに向けてお役立ち情報発信中。詳しくはこちら▼  
トラックポータルサイト  
「改善基準告示」の解説動画も公開中!!

## 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（R5年、上位業種）

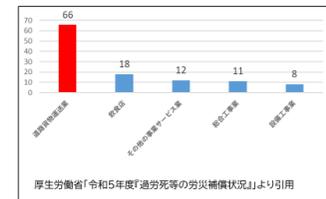


総務省「労働力調査」をもとに厚生労働省において作成

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

道路貨物運送業は、他の業種よりも、長時間労働となっている方の割合が高くなっています。

脳・心臓疾患の労災支給決定件数（R5年度、上位業種）



厚生労働省「令和5年度『過労死等の労災補償状況』より引用

道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多くなっています。

こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行などトラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。

## このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。



何も対策をしなければ、**2030年には34%の輸送力が不足するかもしれません。**

トラックGメンによる「働きかけ」等の中で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約のない附帯業務」を合計すると、約7割を占めます

国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為※の割合（R6.6.30時点）



※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

こうした状況を踏まると、**発着荷主の皆さまにも長時間の荷待ち等の削減に向けた取組を行っていただくことが必要です。**

# 「ストップ！長時間の荷待ち」の改定②

- 本リーフレットにより、改正物流法や、標準的運賃についても併せて周知している。

## 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

### 1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

#### 取組例

- ・予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- ・パレット等の活用(発着荷主共通)
- ・納品リードタイムの確保(着荷主)
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主) など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月)



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット「荷役作業での労働災害を防止しましょう！『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』のご案内」



### 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、**トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。**

パンフレット「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。  
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

## 「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」



## 「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発荷主・着荷主)と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「改正物流法」について



## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。

ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

# 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトのリニューアルと周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行っていくため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイトに新たなコンテンツ「物流情報局」を設けた。
- 労働基準監督署による荷主要請などあらゆる機会を活用して、以下のリーフレットにより周知している。



荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

## 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！



「物流情報局」OPEN

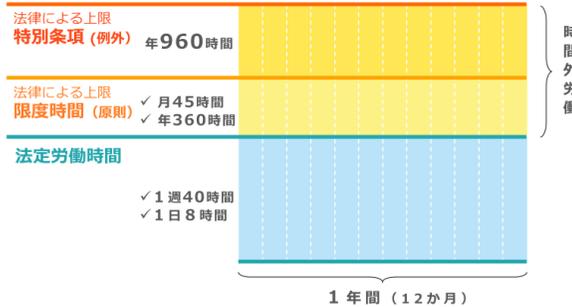
2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に「物流情報局」を開設しました。



▲ 荷主の方 ▲ 事業者の方

## 自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）



改善基準告示についても、解説テキストと解説動画を掲載して周知している。

## トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準  
学習テキスト

## 解説動画

この学習テキストの動画は、令和5年度に作成していますが、「令和6年4月から適用される見直し後の改善基準告示」を前提として作成をしています。

## 改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について		2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年の拘束時間	3,516時間以内	原則：3,300時間以内 例外（※1）：3,400時間以内	
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則：284時間以内 例外（※1）：310時間以内（年6か月まで）	
1日の休息時間	継続8時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息時間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息時間を与える	

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）  
① 284時間超は連続3か月まで。  
② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。  
※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。▶



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら▶



トラックポータルサイト



「改善基準告示」の解説動画も公開中!!



物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター たしかめたん

- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応
  - 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
  - 標準的運賃
  - トラックGメン など
- 今後施行される法令のポイント
  - 改正物流法、関係省令 など
- トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先
  - 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

（解説動画）

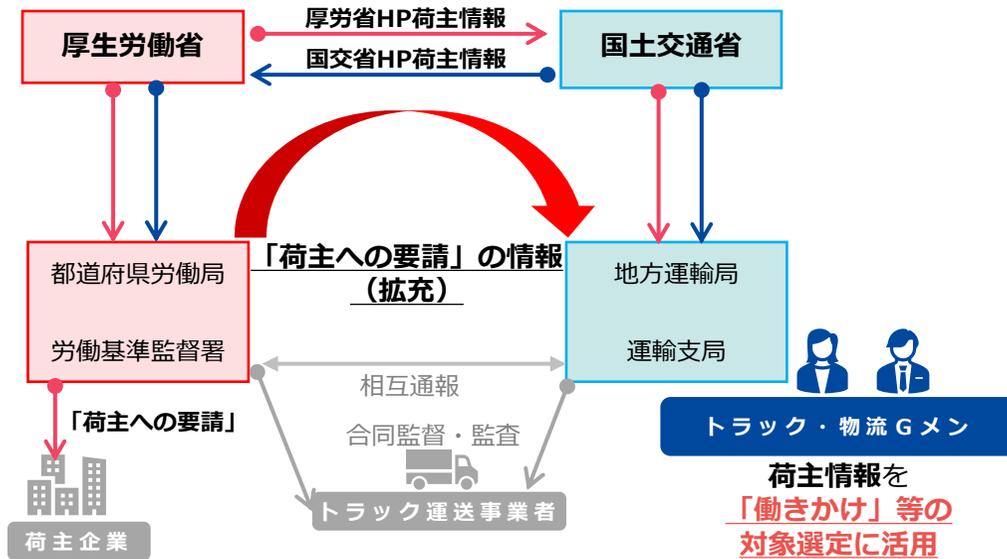


# 「トラックGメン」（現「トラック・物流Gメン」）設置に伴う国土交通省との連携強化（令和5年10月～）

## ① 荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



## ③ 「標準的な運賃」の周知強化

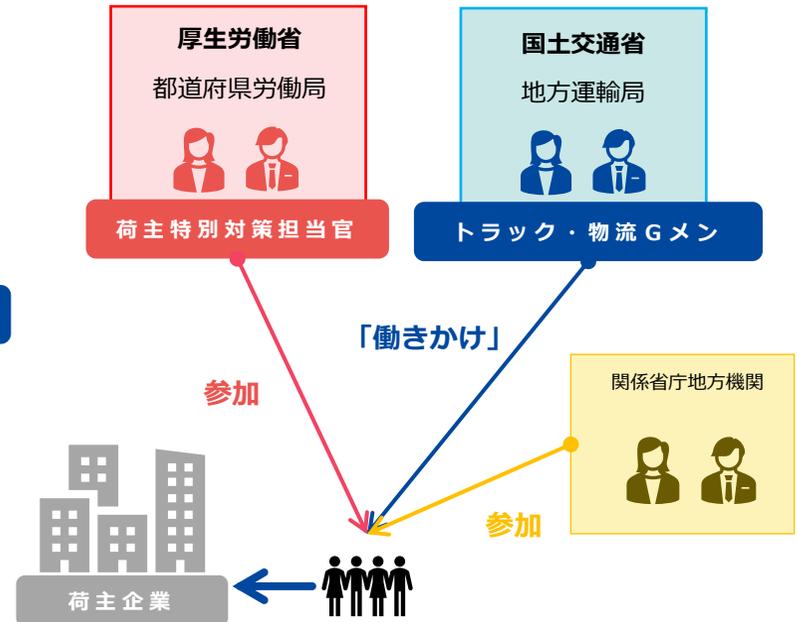
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

## ② トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

荷主企業に対し、新たに、

- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



# 国民向け周知広報について (令和5年6月28日～)

- 自動車運転者、建設の事業等で、時間外労働の上限規制が遵守されるようにするためには、取引慣行上の課題などを改善していくことが必要。
- このためには、国民の理解や社会的な機運の醸成が不可欠となることから、令和5年6月以降、国民向けの広報を順次実施している。

## 【イメージキャラクター】小芝風花さん(俳優)

くらし、  
はたらき、  
ともに  
スメ!

2024年4月から  
建設業、  
トラック・バス・  
タクシードライバー、  
医師の、  
時間外労働の  
上限規制が  
適用されます。

たとえば、  
働き方  
の変化にあわせて、  
わたしたちに  
できること。

有給休暇1日でも受け取れるよう、  
発注や受け取りの際は  
ご協力ください!

工事現場の  
スケジューリングにご配慮を  
お願いします!

厚生労働省  
国土交通省

詳しくは特設サイトへ はたらきかたスメ 検索

## 国民向け広報内容 (PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など)

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。  
(例：再配達削減など)



## PRイベント (令和5年6月28日開催)

加藤厚生労働大臣(当時)、齊藤国土交通大臣(当時)がご出席。

## 主な広報実施事項

- ・全国主要駅にポスターを掲載
- ・電車内ビジョンで広告を放映
- ・全国でテレビCMを放映

# 働き方改革PR動画「はたらきかたススめ ver.2（トラック編）」

- トラックドライバーの働き方改革の実現のため、厚生労働省では、国土交通省と連携して働き方改革PR動画を通じて、荷主に向けて荷待ち時間削減、荷役作業効率化に向けた協力を呼びかけている。



たしかめよう！  
わたしたちにできること！



2代目イメージキャラクター  
労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

## 動画のポイント（知っていただきたいこと）

- トラックドライバーにとっては、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担となっており、荷主の立場から何も対策をしなければ、2030年度には約34%の輸送能力が不足する可能性があると言われていること。
- 荷主の方には、荷待ち時間の削減のため、適切な貨物の受取・引渡し日時の指定、予約システムの導入などの取組をお願いしたいこと。
- また、荷物の積みおろし作業の効率化のためにも、パレットの導入などの工夫を進めていただきたいこと。
- さらに、トラックドライバーの処遇改善に向けて、「標準的運賃」を参考に運賃や荷待ち・荷役作業等の料金などの見直しもご検討いただきたいこと。
- また、一般国民の立場においても、なるべく再配達にならないような配慮をお願いしたいこと。

### 荷主の皆さまへのお願い



←荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組を解説

標準的運賃も周知→



令和7年度概算要求額 1.9億円（1.7億円） ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

## 1 事業の目的

- 自動車運転者は、①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。 ⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
- 長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。 ⇒ 荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
- 自動車運転の業務や建設の事業には令和6年度から上限規制の適用が開始されており、令和7年度以降も取引環境の改善等のための関係法令が順次施行される。  
⇒ 引き続き上限規制や改善基準告示について周知を行うとともに、荷主や発注者に対して、取引環境の改善を通じた長時間労働の削減に取り組むようこれまで以上に促していくことが必要。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### (1) 荷主等に対する自動車運転者等の長時間労働削減のための情報発信

- 取引環境改善に向けた企業・国民向け周知広報特設サイトの継続運用
- 自動車ポータルサイトの継続運用
- 建設労働者の労働環境改善に向けた特設サイトの開設・運用【新規】

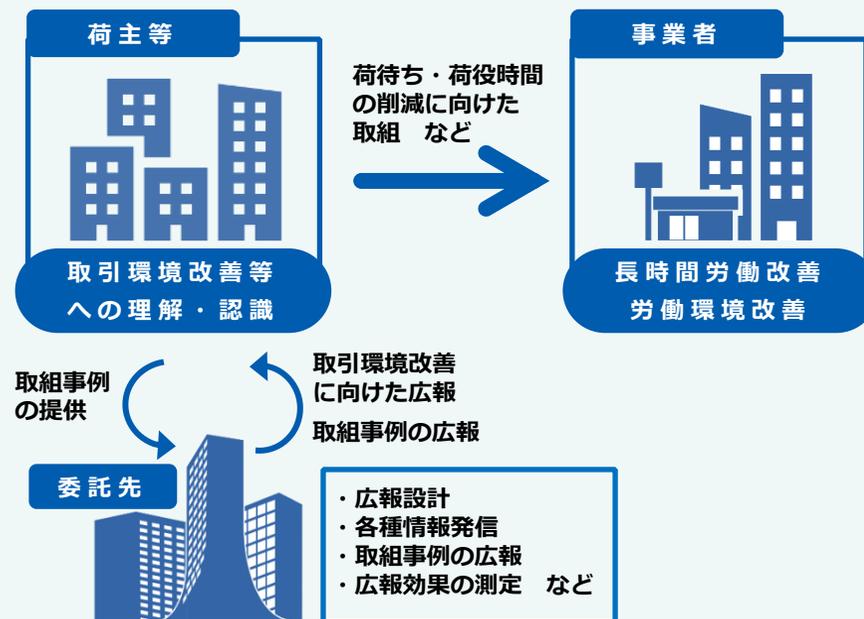
### (2) 荷主等による自動車運転者等の長時間労働削減に資する取組の促進

- 時間外労働の上限規制・改善基準告示の周知広報
- 荷主等による取組事例の周知広報【新規】

### 実施主体等

- 実施主体：委託事業（民間団体等）
- 事業実績（令和5年度）：
  - ・ 取引環境の改善に向けた企業・国民向け特設サイトアクセス件数 137万1,810件
  - ・ 自動車ポータルサイトアクセス件数 64万7,448件

### (2) について



# 働き方改革推進支援助成金

令和7年度概算要求額 **70億円（71億円）** ※（）内は前年度当初予算額

○実施主体：都道府県労働局 ○令和5年度支給件数 4,095件 支給額 50億円

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

## 1 事業の目的

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

## 2 事業の概要・スキーム

コース名		成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
<b>業種別課題対応コース</b> <small>（長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）</small>	<b>建設事業</b>	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減	①～⑤の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑤：100万円（4週4休→4週8休）等 ①～④の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等 ①～④又は⑥の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等、⑥：50万円 ①～④又は⑦の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑦：350万円 ①～④の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等
	<b>自動車運転の業務</b>	② 年休の計画的付与制度の整備	
	<b>医業に従事する医師</b>	③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	
	<b>砂糖製造業</b> <small>（鹿児島県・沖縄県に限る）</small>	④ 新規に勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務は10時間以上 その他は9時間以上	
	<b>その他長時間労働が認められる業種</b>	⑤ 所定休日の増加 ⑥ 医師の働き方改革の推進 ⑦ 勤務割表の整備	
<b>労働時間短縮・年休促進支援コース</b> <small>（労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）</small>		① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①～③の何れかを1つ以上 ①：150万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円
<b>勤務間インターバル導入コース</b> <small>（勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成）</small>		新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円
<b>団体推進コース</b> <small>（傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）</small>		事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円（複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等の場合は1,000万円）

- **助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）**：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組  
（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等）

※1 賃上げ加算制度あり（団体推進コースを除く）：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成上限額を更に6万円～最大60万円加算（5%以上（24万円～最大240万円加算）7%以上（36万円～360万円加算））。なお、常時使用する労働者数が30人以下の場合の加算額は2倍。

※2 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

# 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

令和7年度概算要求額 30億円 (31億円) ※ ()内は前年度当初予算額。

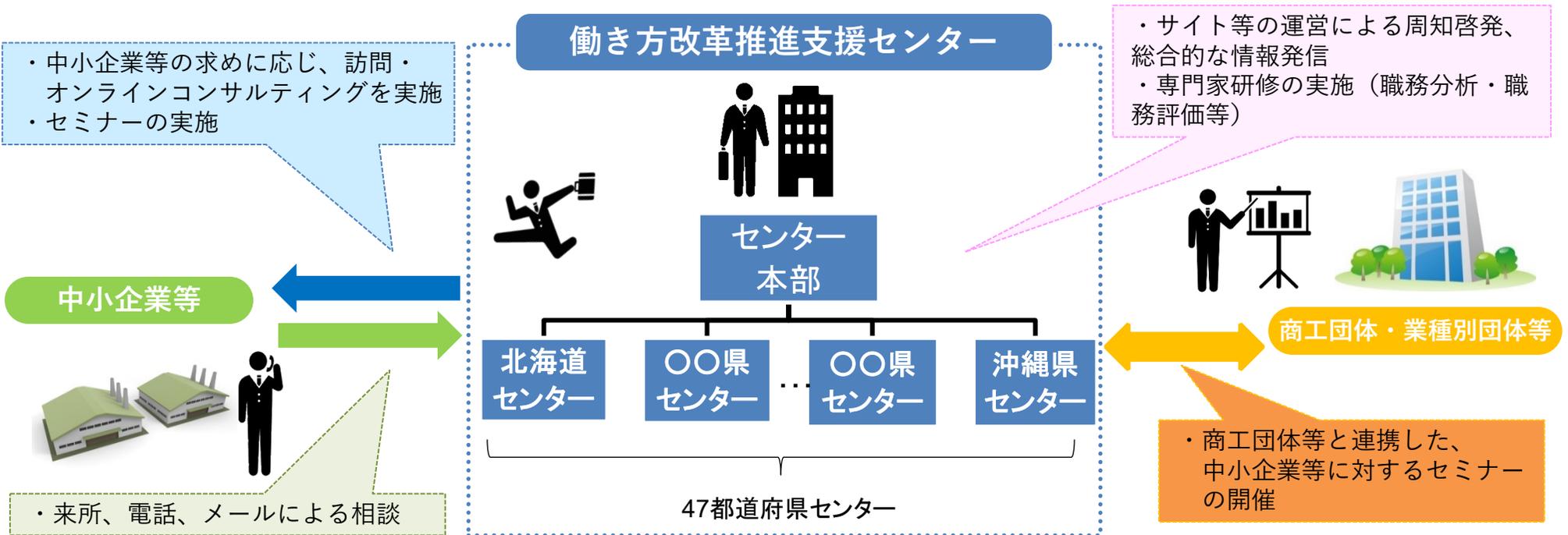
労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
1/2	1/2		

## 1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、本部及び47都道府県支部（都道府県センター）から成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績(令和5年度): 窓口等における個別相談件数 約40,000件、コンサルティングによる相談件数 約37,000件

厚生労働省群馬労働局発表  
令和6年10月4日

報道関係者 各位

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課

監督課長 五十嵐勇樹

荷主特別対策担当官 相澤 敏和

( 電 話 ) 0 2 7 - 8 9 6 - 4 7 3 5

## トラック運転者を使用する事業場に対する 令和5年の監督指導等の状況を公表します

厚生労働省群馬労働局（局長 上野康博）は、県内の労働基準監督署が、令和5年にトラック運転者を使用する事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙1参照）

### 令和5年の監督指導の概要

監督指導を実施した事業場は78事業場。

うち、労働基準関係法令違反が認められたのは、65事業場（83.3%）。

また、改善基準告示違反が認められたのは、48事業場（61.5%）。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）

主な労働基準関係法令違反事項は、

労働時間（39.7%） 割増賃金の支払（14.1%） 労働時間の状況の把握（2.6%）。

主な改善基準告示違反事項は、

最大拘束時間（51.3%） 連続運転時間（38.5%） 休息期間（37.2%） 総拘束時間（37.2%）。

群馬労働局及び県内の労働基準監督署では、引き続き、トラック運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令や改善基準告示の周知・啓発に努めるとともに、法令等の違反の疑いがある事業場に対しては、監督指導を実施するなど、トラック運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

なお、令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、群馬労働局・労働基準監督署のメンバーによる「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています。（別紙2-2参照）

（別紙1）自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導等の状況（令和5年）

（別紙2-1）自動車運転者の「改善基準告示」等の主な改正内容（令和6年4月1日適用）

（別紙2-2）発着荷主等に対する要請の取組

（別紙2-3）発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット



## 1 監督指導の状況

監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

監督実施 事業場数	労働基準 関係法令違反 事業場数	主な違反事項		
		労働時間	割増賃金	労働時間の状況の 把握
78	65 (83.3%)	31 (39.7%)	11 (14.1%)	2 (2.6%)

<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
		最大拘束 時間	連続運転 時間	休息期間	総拘束 時間	最大運転 時間
78	48 (61.5%)	40 (51.3%)	30 (38.5%)	29 (37.2%)	29 (37.2%)	13 (16.7%)

<注> 最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間、休息期間：勤務と次の勤務の間の時間  
総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大運転時間：1日及び1週間当たりの運転時間

令和3年から令和5年までの3年間における監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反事業場数は、次のとおりであった。

	令和3年	令和4年	令和5年
監督実施 事業場数	111	89	78
労働基準 関係法令違反事業場数	85 (76.6%)	79 (88.8%)	65 (83.3%)
改善基準告示 違反事業場数	56 (50.5%)	58 (65.2%)	48 (61.5%)

## 2 国土交通省との連携

### 地方運輸機関との相互通報

トラック運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

	令和3年	令和4年	令和5年
労働基準監督機関 から通報した件数	12	12	14
労働基準監督機関 が通報を受けた件数	10	14	31

### 地方運輸機関との合同監督・監査

トラック運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

# 【令和5年の監督指導の事例】

## 事例

### 長時間労働の疑いのある事業場に対して監督指導を実施

#### 概要

- トラック運転者について、長距離運行及び長時間の荷待ち等により、36協定で定めた上限時間（月68時間）を超え、最長で1か月当たり159時間の違法な時間外・休日労働が認められた。
- トラック運転者の1日の最大拘束時間が改善基準告示で定める16時間を超える日が月の半数以上を認め、その他にも、総拘束時間、休息期間、連続運転時間、休日労働について改善基準告示に違反する運行が認められた。
- 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、医師の意見を聴いていないことが認められた。

#### 労基署の対応

- 36協定で定めた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告した。

##### 指導事項

労働基準法第32・35条違反

- 1日の最大拘束時間が16時間を超えていたこと、その他、月の総拘束時間、休息期間、連続運転時間、休日労働に関する事項については是正勧告した。

##### 指導事項

改善基準告示違反（最大拘束時間、総拘束時間、休息期間、連続運転時間、休日労働）

- 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、医師の意見を聴いていないことを是正勧告した。

##### 指導事項

労働安全衛生法第66条の4違反（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

#### 指導後の会社の取組

- ツーマン運行の実施、荷主との交渉による配送ルートの見直し 配送荷のシェアリング等により労働時間の削減及び休日の確保を図った。
- 仮眠室や納品先での待機所の設置など休息期間の確保に努めた。
- 地域産業保健センターを活用し、医師の意見聴取を実施した。

# 自動車運転者の「改善基準告示」等の主な改正内容 (令和 6 年 4 月 1 日適用)

	1日の休息期間	1日の拘束時間	年・月の拘束時間	その他
トラック 	【改正前】 継続 8 時間以上  【改正後】 継続 <b>11 時間</b> 以上とするよう努めることを基本、 <b>9 時間</b> を下限  ※宿泊を伴う長距離運送の場合、 <b>8 時間下限が週 2 回まで可</b> 。 その場合、運行終了後 <b>12 時間以上</b> を確保。	【改正前】 原則13時間以下、最大16時間15時間超は週 2 回以内  【改正後】 原則13時間以下、 <b>最大 15 時間</b> <b>14時間超は週 2 回までが目安</b>  ※宿泊を伴う長距離運送の場合、 <b>16時間が週 2 回まで可</b> 。	【改正前】 (原則) 月 293 時間以内 (例外) 月 320 時間以内  【改正後】 (原則) <b>年 3,300 時間以内</b> かつ <b>月 284 時間以内</b> (例外) <b>年 3,400 時間以内</b> かつ <b>月 310 時間以内</b> ※ 1 月の時間外・休日労働が 100 時間未満となるよう努める	・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設)  (その他個別の規定あり)
タクシー 	【改正前】 継続 8 時間以上  【改正後】 継続 <b>11 時間</b> 以上とするよう努めることを基本、 <b>9 時間</b> を下限	【改正前】 原則13時間以下、最大16時間  【改正後】 原則13時間以下、 <b>最大 15 時間</b> <b>14時間超は週 3 回までが目安</b>	【改正前】 月 299 時間以内 (日勤)  【改正後】 <b>月 288 時間</b> 以内 (日勤)	・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設)
バス 	【改正前】 継続 8 時間以上  【改正後】 継続 <b>11 時間</b> 以上とするよう努めることを基本、 <b>9 時間</b> を下限	【改正前】 原則13時間以下、最大16時間15時間超は週 2 回以内  【改正後】 原則13時間以下 <b>最大 15 時間</b> <b>14時間超は週 3 回までが目安</b>	【改正前】 (原則) 週65時間以内(4週平均) (例外) 週71.5時間以内(同上) ※月換算で 原則281(例外309)時間  【改正後】 (原則) <b>年 3,300 時間以内</b> かつ 月 281 時間以内 (例外 ※貸切バス等乗務者の場合) <b>年 3,400 時間以内</b> かつ <b>月 294 時間以内</b> など ※ 4 週平均の基準も選択可	・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設)  ・ 軽微な移動が生じた場合の特例 (新設)

※ 自動車運転の業務に係る上限規制については以下のとおり。

⇒ 時間外労働：年960時間以下（令和 6 年 4 月 1 日適用）



# 発着荷主等に対する要請の取組

## 1 荷主特別対策チーム（令和4年12月23日編成）

### 【編成の目的】

- ・ 道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。
- ・ しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、都道府県労働局の「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行っています。

### 【荷主特別対策チームの概要】

- 「荷主特別対策チーム」は、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する群馬労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。
- 労働基準監督署のメンバーが、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請しています。
- 群馬労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスをを行っています。
- 厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」（※）を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署のメンバーが要請等を行っています。また、同メール窓口に寄せられた情報等を国土交通省に提供しています。

※URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/nimachi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html)



## 2 長時間の荷待ちの改善に向けた発着荷主等に対する取組

	令和4年12月～令和6年8月
労働基準監督署が要請を実施した発着荷主等の事業場数	411
「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報の件数	72



# STOP!

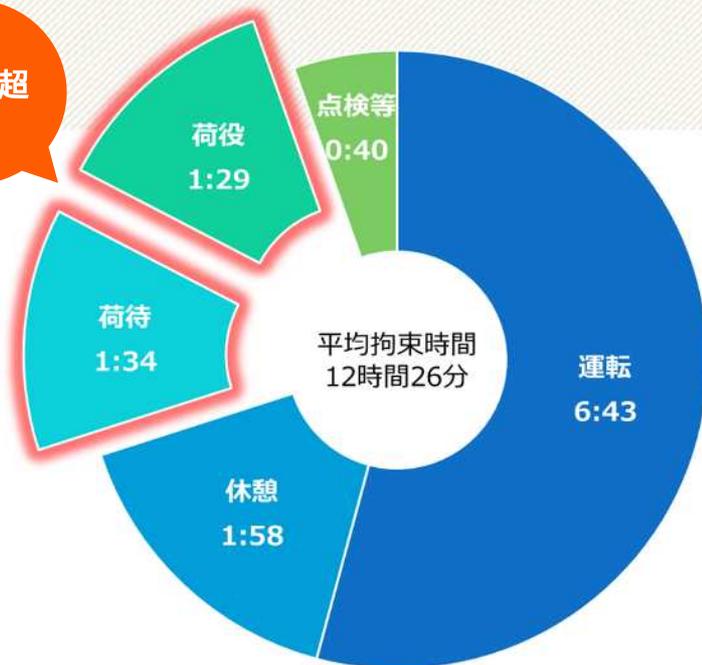


## 長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

### トラックドライバーの拘束時間の内訳

3時間超



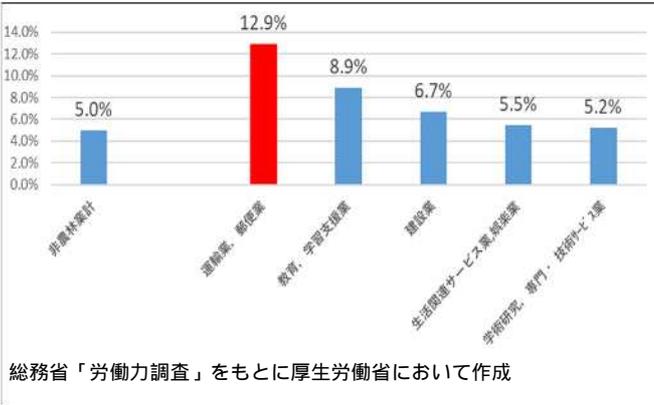
出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査(R2)」

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。



# ⚠️ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

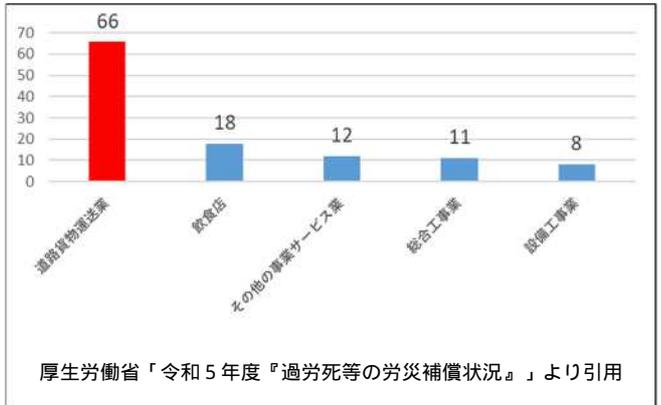
月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合（R5年、上位業種）



雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

道路貨物運送業は、他の業種よりも、長時間労働となっている方の割合が高くなっています。

脳・心臓疾患の労災支給決定件数（R5年度、上位業種）



道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多くなっています。

こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行などトラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。



# ⚠️ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。

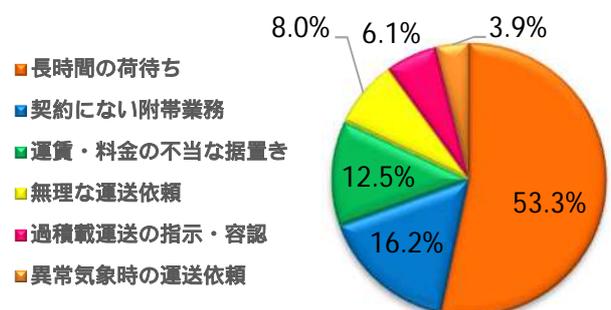


トラックGメンによる「働きかけ」等の中で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約にない附帯業務」を合計すると、約7割を占めます

こうした状況を踏まると、発着荷主の皆さまにも長時間の荷待ち等の削減に向けた取組を行っていただくことが必要です。

何も対策をしなければ、2030年には34%の輸送力が不足するかもしれません。

国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R6.6.30時点）



貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

# 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1

## 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

### 取組例

- ・ 予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
- ・ パレット等の活用（発着荷主共通）
- ・ 納品リードタイムの確保（着荷主）
- ・ 運送を考慮した出荷時刻の設定（発荷主） など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（2023年6月）



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット  
「荷役作業での労働災害を防止しましょう！『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』のご案内」



2

## 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。

ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

パンフレット  
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



## 「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省  
「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」



# 「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。  
こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主（発荷主・着荷主）と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。  
また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、  
物流の生産性向上・適正化に向けた

「**改正物流法**」についてご理解いただき、  
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省  
「改正物流法」について



## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。  
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		